

Title	アルバート・ブレトン, アンソニー・スコット著 連邦国家の経済憲法 1978年
Sub Title	Albert Breton and Anthony Scott, The economic constitution of federal states
Author	原田, 博夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.6 (1979. 12) ,p.873(181)- 876(184)
JaLC DOI	10.14991/001.19791201-0181
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19791201-0181">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19791201-0181</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

労働関係の赤裸々な描写をもって知られ、横山の文名は高かったにもかかわらず、彼の名は『職事情』とは必ずしも結びつかなかった。この意味で本書は、その間の経緯を明らかにしており、学界にたいする貢献であろう。

これとならんでいまひとつの問題は、彼の労働運動への参加であろう。一般に、横山は、『日本の下層社会』によって社会調査研究者、社会問題研究者としてはひろく知られていたが、しかし高野房太郎や片山潜らの運動、とくに労働組合期成会ならびに鉄工組合の運動にどの程度コミットしたのか、この点は必ずしも十分にふれられなかったように思う。ところが本書によれば、彼は、立場をやや異にするとはいえ、まさに高野や片山にも劣らぬ活動をしていることは明らかである。ただ調査研究のため地方へ出張することが多く、東京を留守にしていたことが多かったため、そうしたことが、労働運動にたいする彼の参加と貢献とを、不当に低く評価させる結果になったのかもしれない。この点について、著者が鉄工組合の機関紙『労働世界』の丹念に検討された努力に敬意を表したい。しかしそれにもかかわらず、明治労働運動史からみると、彼はやはり労働運動家というよりは社会問題研究者、調査者であるという印象は拭いがたい。その理由のひとつとしては、やはり理論的な弱さ、この点を著者が彼の大井憲太郎を中心とする大日本労働団体聯合本部の指導者としての失敗などを通じて指摘している（第6章、本書175頁以下）。

しかし私をおどろかしたのは、横山の南米への渡航の試みである。そして帰国後、二年ほどして、大正4年6月に死んでいる。まことに教養な生涯というべきであった。

本書を読み終って私は、著者の横山源之助にたいする底知れぬ愛着と敬慕の情に打たれ、久しく味わったことのない深くまた爽快な感動に襲われるを禁じえなかった。ただ社会科学研究者の視点から一言批判をさせて載くと、今少し簡潔にまとめるべきではなかったろうか。膨大な史料を駆使して奮闘されたのはよくわかるが、引用が不釣合なくらいに長すぎたり、あるいは重複しているところがみられる。もっと簡潔にされたなら、更に説得力のあるものとなったのではないかと思う。〔1979年、創樹社、A5、278頁、3500円〕

飯 田 鼎  
（経済学部教授）

アルバート・ブレトン、アンソニー・スコット著

## 『連邦国家の経済憲法』1978年

### I

今日、公共的意思決定ないし公共部門の意思決定構造についての研究が、急速な高まりをみせている。これは、国民経済に占める公共部門の質的・量的拡大という現実を反映したものであり、またそれに伴う各種の影響力の増大の一つの結果であるとも言えよう。

このように、現代の公共部門ないし政府は巨大なりヴァイアサンになりつつあると指摘されている。けれども、それに対して、古来から「小政治体の長所を主張する、長期にわたって持続してきた立派な思想傾向がある。古典時代のギリシャ人は、かれらがデモクラシーを支持したか反対したかは別として、善い政治体は領土と人口の点で小規模でなければならない、と主張してきたと思われ」（ダール・タフティ著、内山秀夫訳『規模とデモクラシー』慶應通信、1979年、p. 7）、この政治思想はかなり最近まで継続していた。

もちろん、今日では、このようなポリス的国家観は廃れ、国家観も幾多の変遷をとげている。それに伴って、民主主義における公共部門の意思決定構造ないしそのプロセスを探究しようとする試みが、数多く企てられている。たとえば、ジュンペーターの啓示を受けたダウングの政党間競争モデルや、官僚制の特異な行動様式等については様々な角度からの研究が進んでいる。（これらは、現在、ブキャナンやタロックの研究に代表される公共選択 Public Choice と総称されており、本書もこの系譜に位置づけられる）。

ところが、抽象的な地方自治の議論においては、ポリスの世界がやはり有力なモデルとみなされたままのように思われる。つまり、伝統的には、連邦制国家と単一制国家という現実の地方制度に対応して、地方自治を分権的ないし集権的観点から論じ、分権的地方制度をよとする見方が多いように思われる。つまり、二つの地方制度の相違点が強調されるのである。

けれども、いずれの地方制度をとっているにせよ、両制度には共通点もあるのではないだろうか。たとえば、外交政策や通貨供給の権限はいずれの制度でも中央政府の専任事項である。しかし、かなり多数の政策において、中央と地方はそれぞれに役割分担をして、その実施に努めているのもまた事実である。

## II

本書の著者達は、地方制度のこうした類似点に着目し、連邦制と単一制という対応関係に基づく分析では不十分だと考え、より一般的なフレームワークを設定する。それが「連邦国家(federal states)」という概念である。この概念は、一見すると、アメリカやカナダのような連邦制の国々を念頭に置いたものと思えるが、著者達によると必ずしもそうではない。それは、本書のタイトルが未定稿の段階では「公共部門の構造の理論」であったと記されていることからわかるように(p. 3)、連邦国家とは、公共部門およびその権限の配分状況を、中央政府⇄地方政府⇄市民の垂直的關係において把握しようとする中立的で無色な概念なのである。

そこで、本書の構成を示しておこう。

### 第I部 概念

- 第1章 序言と背景
- 第2章 私的活動、公共政策および行財政機能
- 第3章 公共部門の構造上の次元
- 第4章 連邦主義への正統的な経済学的アプローチ

### 第II部 連邦主義のモデル

- 第5章 市民と政府
- 第6章 立憲議会
- 第7章 連邦主義の最小費用モデル
- 第8章 連邦主義の代議政府モデル

### 第III部 特殊な話題

- 第9章 話題の選択
- 第10章 再分配機能の割り当て
- 第11章 安定化機能の割り当てにおける特殊な問題
- 第12章 割り当てプロセスにおける補助金の役割
- 索引

つまり、本書は三部から成り、その大要は次のようである。第I部では、連邦国家ないし連邦主義に関連した定義と仮定が述べられ、公共部門の構造と行財政機能の割り当ての対応関係が扱われている。第II部では、公共部門に関連のある様々な行動主体、つまり市民、政治家および官僚が導入され、連邦主義についての二つのモデル、すなわち最小費用モデルと代議政府モデルが議論される。最後の第III部では、第II部の両モデルが、配分機能ばかりでなく再分配機能や安定化

機能にも当てはまることを示し、さらに、こうした諸機能の割り当てが個々に行われるのではなく、総合的に行われているところに補助金の役割を見い出せるという見解が示される。

評者の私見によれば、このうち特に、公共部門の構造の把握の仕方に本書の独創性があると思われるので、この点に焦点を合せて以下の議論を整理しておく。

## III

以下では主に、本書で想定されている連邦国家という分析概念はどのようなものかという観点から、公共部門の構造、様々な行動主体、諸制度の機能と運行について順次要約してゆく。

### (1)

まず、公共部門の構造を把握する手掛りとして、行財政機能の自治体レベルへの割り当て表が与えられる(Fig. 3.1, p. 21)。これは、自治体レベルを連邦(中央)一州(県)一地方(市町村)の三段階だけでなく、中間にある ad hoc な行政組織の存在を考慮に入れて分割し、さらに行財政機能についてもできるだけ細分化し、各種機能がどの自治体レベルに割り当てられているかを示すものである。

共著者の一人、プレトンはかつて、サミュエルソンの公共財の定義を更に進めて、非民間財(non-private goods)の空間的性質に着目して、公共財を国際財から以下順次に市町村財に至るまで分類したことがあった("A Theory of Governmental Grants," *Canadian J. Eco. Poli. Scie.*, Vol. 31, May 1965)。本書の割り当て表は、この分類に行財政機能を配分したものである。この表によって、任意の機能について、その機能が各自治体レベルに割り当てられているかどうかの数値を与えれば、最終的には、一国の集権化係数 $\gamma$ が得られよう(完全集権であれば $\gamma=1.0$ )。

この集権化係数という、地方自治の程度についての一種の総合指標は、本書の以下の分析の基本概念の一つである。著者達が具体的に計算した係数を時系列でみると、移転支出の場合、アメリカとカナダは第二次大戦後0.7~0.8の高水準であるが、総政府支出では第二次大戦後低下傾向にあり、1975年では0.4~0.5である。しかし、同じ連邦制国家とはいっても、スイスの場合は(当然のことながら)異なった傾向を示している(Fig. 3.3-3.4, p. 28~9)。

(2)

さて、本書の分析概念である連邦国家に登場する行動主体は、市民、政治家および官僚である。これらの主体が政治過程に参加する動機ないしその特徴は何か。

まず初めに、公共部門とは、公共政策の給付に必要なとなる制度のことであるとする。また、こうした公共部門を組織しようとする活動に資源を用いることによって生じる費用を、組織費用 (organizational cost) と呼ぶ。この費用は公共部門の供給と需要の両面において生じる (p. 7)。

まず供給面では、政治家と官僚は政府という制度を構成・運営している以上、組織費用として、内部的な管理費用 (administration cost) と外部的な調整費用 (co-ordination cost) を負担することになる。内部的な管理費用とは主に調査 (search) に関わるものである。これは、市民選好の調査や、政策の形成と実施に関係する方法と手続き (テクノロジー) の調査のことである。また、政府は当該管轄区域内の市民の選好やテクノロジーの調査ばかりでなく、隣接地域の動向にも関心を持っている。さらに外部的な調整費用とは、市民の私的活動や公共政策に伴ってスピル・オーバーが生じるために、任意の自治体レベルにある政府は自らの政策を、他の自治体レベルないし地域の政府と調整する必要があることから生じるものである (p. 32~3)。

次に、政治過程に参加する市民は、所望する公共政策により近い政策の獲得を目ざして行動していると仮定することから、市民の携わっている活動に対応した組織費用として、公共部門の需要面では発信費用 (signalling cost) と移動費用 (mobility cost) が生じる。ここで、発信活動とは、市民がロビー活動や社会運動に参加して、選挙において特定の政策に投票する (あるいはしない) 活動のことであり、市民が自らの選好を政府に知らせる行為の諸々である。市民はその他に、地域間 (したがって政府間) を移動することによっても、自らの選好を表明できる (p. 32)。

(3)

ところで、こうした組織費用を負担するにもかかわらず、これらの活動に資源が投下されるのは、このような投資による予想収益率が他の代替的投資機会のそれより大きいと、各主体が予測するからである。この行動基準は、各主体をとりまく環境 (特に集権化係数  $\gamma$ ) の変化に対してどのように反応するだろうか。

市民の場合から考えよう。典型的な市民は、公共財と私的財について定義された効用関数を持っているが、

効用関数の最大化から公共財に関してもたらされる結果は、私的財の場合とは異なって一般的には不均衡である。この不均衡でもたらされる効用損失を、強制 (coercion) ないし欲求不満 (frustration) と呼ぶ。この強制度の減少を、移動ないし発信活動を行うことから得ると市民の予想する収益と考える。つまり、市民は時間と金を政治参加に投資して移動と発信を行えば、自らの受け入れねばならない欲求不満を減少させることができよう (p. 52~4)。

そこで、こうした政治参加へ投資される資源  $H$  は、集権化係数  $\gamma$  の変化に応じてどのように変化するか。移動の場合の投下資本  $H_p$  の変化は、 $\partial H_p / \partial \gamma < 0$  であろう。つまり、集権化係数  $\gamma$  が上昇するにつれて、自治体間の差異がなくなり、市民は移動に投資しても望ましい地域を見出す可能性が小さくなるだろうからである。それに対して、発信への投資  $H_s$  は、係数  $\gamma$  が高い場合には低い場合よりも欲求不満の減少がより大きいので、発信への投資の収益率は  $\gamma$  の上昇とともに上昇するだろう。したがって、 $\partial H_s / \partial \gamma > 0$  と想定できよう (p. 57)。

(4)

政治家と官僚は政策の形成と実施に関する決定において政府的役割を担っており、その場合、かれらの構成している制度が政府であり、かれらによって政府の公共政策 (public policies) が実施される (p. 51)。もちろん、政治家と官僚の効用関数を定義するタームは異なっている。つまり、政治家の場合は、再選確率を表わす評価 (value) であるのに対して、官僚の場合は獲得可能な権限 (power) である (p. 61)。

こうしたことから、政府は、通常の公共財・サービスの生産および給付に必要な労働と資本ばかりでなく、管理と調整にも投資しなくてはならないが、これらへの投資は集権化係数  $\gamma$  の変化につれて変化するだろう (p. 59)。

自治体の数が減少し、その管轄区域が広がると (つまり  $\gamma$  が上昇すると)、自治体間のスピル・オーバーや規模の経済の程度と大きさが減少し、所定の結果を得るのに必要な調整活動への投資  $H_E$  は少なくともすむから、 $\partial H_E / \partial \gamma < 0$  であろう。他方、 $\gamma$  が上昇すると、自治体内部の市民の選好を当該政府が確認することはますます困難になるので、管理活動への投資  $H_A$  は  $\partial H_A / \partial \gamma \geq 0$  と想定できよう (p. 60)。

(5)

政治家と官僚が、それぞれの自治体レベルへの機能

の割り当てに関係している場合には、かれらは立憲的役割を遂行しており、その際かれらの運営している制度を立憲議会 (constituent assembly) とする。

立憲議会とは、自治体の管轄区域を設定し、様々な自治体レベルに行財政機能を割り当てる仕事を行う集団のことである。この立憲議会のメンバーすなわち代議員 (constituants) は、複数の自治体レベルから選出されており、自治体の境界とは異なる地域や職業集団の代表などではない。

以上が、本書の分析概念である連邦国家に登場する行動主体と制度の機能と運行の大要である。さらに第7、8章において、これらの分析用具と概念を用いて、連邦主義に関する二つのモデル、すなわち最小費用モデルと代議政府モデルが比較検討される。

この推論によると、代議政府モデルにおいては、立憲議会の代議員は特別な割り当てについて独自の選好を持っているために、最小費用モデルの場合よりも多くの資源を用いねばならず、そのことから超過組織費用が生じる。この超過費用は、発信と移動については市民としての市民が直接に負担し、管理と調整については納税者としての市民が負担する。けれども、立憲議会のメンバーはこれを負担しない。

#### IV

ともあれ、公共部門の垂直的な行財政構造とその運行についての理解は、本書の分析によって確かに一歩前進したと言ってもよいだろう。

分析上の活路を、分権的ないし集権的地方制度の類似点に見い出す行き方は、それなりに評価されてよい。また、公共部門の構造が、集権化 (ないし分権化) の便益と費用の均衡点で決定される、という説明を打破しようとしている点も注目される。さらに、補助金の根拠を収入・支出機能の不適合性の是正に求め、補助金の役割を、各種機能の個別的最適化の欠陥を補完するものとして位置づけている点 (第12章) も注目してよい見解である。

その意味で本書は、いまだ未踏の分野に新たに鉄を入れ、研究領域のみならず分析手法をも新たに呈示している点で野心的であり、共著者の一人ブレトンの前著 *The Economic Theory of Representative Gov-*

*ernment*, 1974 (これについては、本誌、68巻4号、1975年4月、に関谷登氏の書評がある) に引き続く労作と言えよう。

けれども、本書で想定されている「連邦国家」のフレームワークが、はたして著者達の言うように、連邦制国家のみならず単一制国家にも当てはまるような無色の概念であるかどうかについては疑問が残る。だが、こうした疑問は、むしろ地方制度をとりまく社会風土の差異などから由来しているものなのかもしれない。

[Albert Breton and Anthony Scott, *The Economic Constitution of Federal States*, University of Toronto Press, 1978, pp. X+166]

原 田 博 夫

(慶應義塾大学大学院経済学研究科研究生)

#### 相沢与一著

#### 『イギリスの労資関係と国家』

——危機における炭鉱労働運動の展開——

#### (1)

本書は、1870-1920年代の資本主義の“危機”におけるイギリス炭鉱業の資本蓄積機構と産業別組合運動の生成・発展、国家の炭鉱労資関係への政策的対応に焦点を当て、炭鉱組合全国組織 *Miners' Federation of Great Britain* (以下 *MFGB* と略記) の統一闘争の展開を通しての「イギリス労働者階級の戦闘性と改良主義的限界」及び「大不況以降大戦前と大戦以降における国家の政策的活動の歴史的变化」とを総括的にとらえんとした、著者の10余年にわたる研究成果である。

かかる極めて大なる分析意図を炭鉱業1産業を通して果たさんとするその理由は、キー産業たる石炭業の、またイギリス最大最強の組合たる炭鉱組合の要たる位置にあるが、にもかかわらずこれまでのイギリス労働組合運動史研究において、炭鉱組合分析が稀薄であったこと——とりわけ20世紀の分析が稀薄であるといわれる<sup>(1)</sup>——が、著者をして分析に駆り立てる主たる動機を与えたのである。

注(1) 飯田鼎稿『20世紀イギリス労働研究の2著』『週刊読書人』1979年1月29日付書評。あわせて参照されたい。